

I 利用上の注意

- ・「農林業センサスから見た九州農業の現状」は農林水産省で作成した「地域の農業を見て・知って・活かす DB」の各種データを利用して作成しており、何方でも自由に利用できます。
- ・「農林業センサスから見た九州農業の現状」を利用する際は、出典を明示してください。また、編集加工して利用する場合は、編集・加工者も明示してください。
- ・「農林業センサスから見た九州農業の現状」の利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、農林水産省九州農政局は一切関与いたしません。
- ・事由の如何を問わず、「農林業センサスから見た九州農業の現状」を利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がそのすべての責任を負うものとし、農林水産省九州農政局は一切の責任を負いません。

II 「農林業センサスから見た九州農業の現状」のファイルについて

- ・「マイクロソフトエクセル」 Ver.2013 以降(Ver.2019 又は Office365 推奨)に対応しています。なお、それ以前のバージョンでは正しく表示されない場合があります。
- ・トレンドマイクロ社製の「ウイルスバスター」によるウイルスチェックを行っています。チェック時におけるエージェントのバージョンは 14.0.10101 、パターンファイル 17.897.80 です。なお、マクロ機能は使用していません。
- ・ファイルをダウンロード(閲覧)する際、モバイルネットワークや従量制の Wi-Fi ネットワーク経由で行うと追加料金等の発生により通信料金が高額となる場合がございます。あらかじめご確認いただき、ご利用ください。

III 用語の解説

農業経営体
(経営体と略す。)

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業を行うもの

- ① 露地野菜作付面積 15a
- ② 施設野菜栽培面積 350 m²
- ③ 果樹栽培面積 10a
- ④ 露地花き栽培面積 10a
- ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
- ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額(以下「農産物販売金額」という。)が 50 万円に相当する事業の規模

(3) 農作業の受託の事業

個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。
なお、「農林業センサスから見た九州農業の現状」では、「団体」と略称を用いている。

法人経営体

農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農事組合法人

農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社

(1) 株式会社

会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

(2) 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

	<p>(3) 合同会社 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
農協等の団体	<p>(1) 農協 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。</p> <p>(2) その他の各種団体 農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体等の団体が該当する。</p>
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体等	<p>地方公共団体(都道府県及び市区町村をいう。)及び財産区をいう。</p> <p>財産区とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。</p>
雇用者	農業経営(農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方)のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。)の合計をいう。
常雇い	<p>あらかじめ、年間7か月以上の契約(口頭の契約でもよい。)で主に農業経営(農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方)のために雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)をいう。また、年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。</p> <p>なお、「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合は「臨時雇い」とする。</p>
経営耕地	調査日現在で農業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

※ 経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てををもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地(借り受けた側の経営耕地)とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営地とした。
- (8) 他の市町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。

(1) 農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

(2) 消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売し

ている(インターネット販売を含む)事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

(3) 貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

(4) 観光農園

農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を觀賞させて、料金を得ている事業をいう。

(5) 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

(6) 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、都道府県知事等の許可を得て、特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

(7) 海外への輸出

農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由(手続きの委託や販売の代行のため)して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。

農作業受託

農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。

経営主

農業経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。

後継者

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいい、次のいずれかをいう。

(1) 親族

経営主の3親等内(1親等:父、母、子 2親等:祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等:曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪)の親族をいう。

(2) 親族以外の経営内部の人材

農業経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。

(3) 経営外部の人材

上記以外の者をいう。

農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報)を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。

(1) データを取得して活用

気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(2) データを取得・記録して活用

「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(3) データを取得・分析して活用

「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析(アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。)して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。